

# 救うことを、 つづける。

それぞれの空のした、こころに刻まれた「あの日」。  
私たちは、忘れずに災害と向き合う。



東日本大震災 岩手県大槌町

赤十字活動資金にご協力をお願いします

回覧メモ

皆さまからのご寄付は、被災地での医療救護活動をはじめ  
 救援物資の備蓄等、より充実した災害への備えにつながります。

例えば、500円のご寄付を

6人に  
ご協力  
いただくと  
= 3,000円で

20人に  
ご協力  
いただくと  
= 10,000円で

**緊急セット**  
 避難所生活を全儀なくされた時、自分となるべく生活必需品が提供されています。

**屋内型避難所用テント**  
 避難所内でプライバシーを確保でき、車いすに車輪が絡みつき出入り可能です。円筒型テントにより通風や換気等のプライバシーを確保します。

2019年度に皆さまにご協力をお願いしたい額

目標額  
**12億円**



- 〈いのちを守る活動〉
  - ① 救護・救援活動 ……38.9%
  - ② 地域や学校でのボランティア育成 ……11.2%
  - ③ 救急法等講習会 ……4.4%
  - ④ 献血推進 ……1.3%
  - ⑤ 看護師養成 ……0.9%
  - ⑥ 社会福祉施設の運営 ……5.4%
- 〈赤十字サポーターのために〉
  - ⑦ 広報活動 ……3.9%
  - ⑧ 会員の情報管理 加入促進 ……11.0%
- 〈安定した活動のために〉
  - ⑨ 活動の運営管理 ……20.8%
  - ⑩ 社屋修繕 ……2.2%

赤十字活動資金へのご協力方法

会員として

赤十字の活動にご賛同いただき、年額2,000円以上の会費にご協力いただいた方を「会員」として登録し、年に数回議決書をお送りいたします。

自由な金額で

自由な金額で赤十字の活動にご協力をお願いします。

- 赤十字活動委員会が定める地域ごとの会費を定額した際にご協力をお願いいたします。また、お住まいの地域に災害対策本部等がある赤十字社会、にも要請されています。赤十字に賛同し、災害・自然災害を通じて活動資金の募集にご協力くださることをお願いします。
- 「義援による寄付(義援)」や「災害対策本部」にて希望のご寄付が受けられます。
- ご寄付が当活動に活用されるように、お申し込みください。
- ご協力いただける方へは必ずお礼状をお送りいたします。

税制上の優遇措置

赤十字活動資金にご協力いただくことにより、様々な税制上の優遇措置を受けられます。

寄付区分	関係根拠法令	措置の内容等	
個人	特定寄付金	所得税法第18条第2項第3号	個人が個人として、又は寄付者として、個人として、100円を単位とした金額が、寄付者の年間所得から控除されます。また、控除額は、控除対象所得と同等の金額に控除されます。
	相続税にかかる寄付金	租税特別措置法第79条	相続税の課税対象となる財産のうち、一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価額は相続税の課税対象から除外されます。
法人	特定公益増進法人に対する寄付金	法人税法第37条第4項	法人が、特定公益増進法人に、特定公益増進法人に対する寄付金(特定公益増進法人の目的に資するもの)を寄付した場合、その金額が法人の課税所得から控除されます。

税制上優遇の詳細は当支部ホームページをご覧ください。日本赤十字社東京都支部までお問い合わせください。

赤十字活動資金に、ご協力をお願いいたします。